

障害福祉サービス等事業所説明会資料 (通所・入所施設編)

令和6年3月作成

大分市福祉保健部
障害福祉課

1. 施設系サービスの支給決定と留意事項について

(1) 日中活動系サービス及び居住系サービスについて

■生活介護

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

■療養介護

主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

■自立訓練(機能訓練)

身体障がいのある方又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がいのある方の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■自立訓練(生活訓練)

知的障がいのある方又は精神障がいのある方につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がいのある方の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

■就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

■就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方のうち通常の事業所に雇用されていた方であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

■就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され6月を経過した後、引き続き就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けて必要な支援を行います。

■施設入所支援

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■共同生活援助

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

■宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいを有する方につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(2) 精神障がいのある方のサービスの申請について

障害福祉サービスの申請にあたっては、原則として手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）による支給決定のための確認が必要ですが、精神障がいのある方で訓練系のサービスを希望する場合に限り、自立支援医療証（精神通院のみ）または医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 I C D - 1 0 コードが記載されており、精神障がいのあることが確認できる内容であること）による確認に代えて申請することができます。

- ・ 診断書は任意様式ですが、6か月以内に発行されたものをご提出ください。
- ・ 新規申請時に診断書によるサービス申請をした場合、他のサービスに係る追加申請や決定を受けたサービスの更新時等にも、診断書の提出が必要です。

(3) 暫定支給決定について

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障がいのある方本人の意向を尊重し、能力・適性等に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、「継続利用についての利用者の最終的な意向の確認」および「利用が適切かどうかの客観的な判断」を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定しています。

サービス提供事業者は、暫定支給決定期間の終期の2週間前までに市へサービス利用継続の適否を報告してください（HP参照）。事業所の結果が「適当」であり、かつ利用者から申出がない限り継続を希望するものとみなし引き続き支給決定可能とします。なお、当初に暫定支給決定期間以降の通常の有効期間の支給決定を行っているため、改めての決定通知等はいりません。

事業所の結果が「不適當」であり、効果が見込まれないと判断された場合は暫定支給決定期間内に支給決定の取消を行うこととなります。

①暫定支給決定の対象となるサービス

- ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A 型（雇用契約を締結しない場合を含む。）

②暫定支給決定期間

支給決定日より2か月間とします。

③暫定支給決定から本支給決定までの流れ

暫定支給決定から本支給決定までの流れは次頁のとおりです。

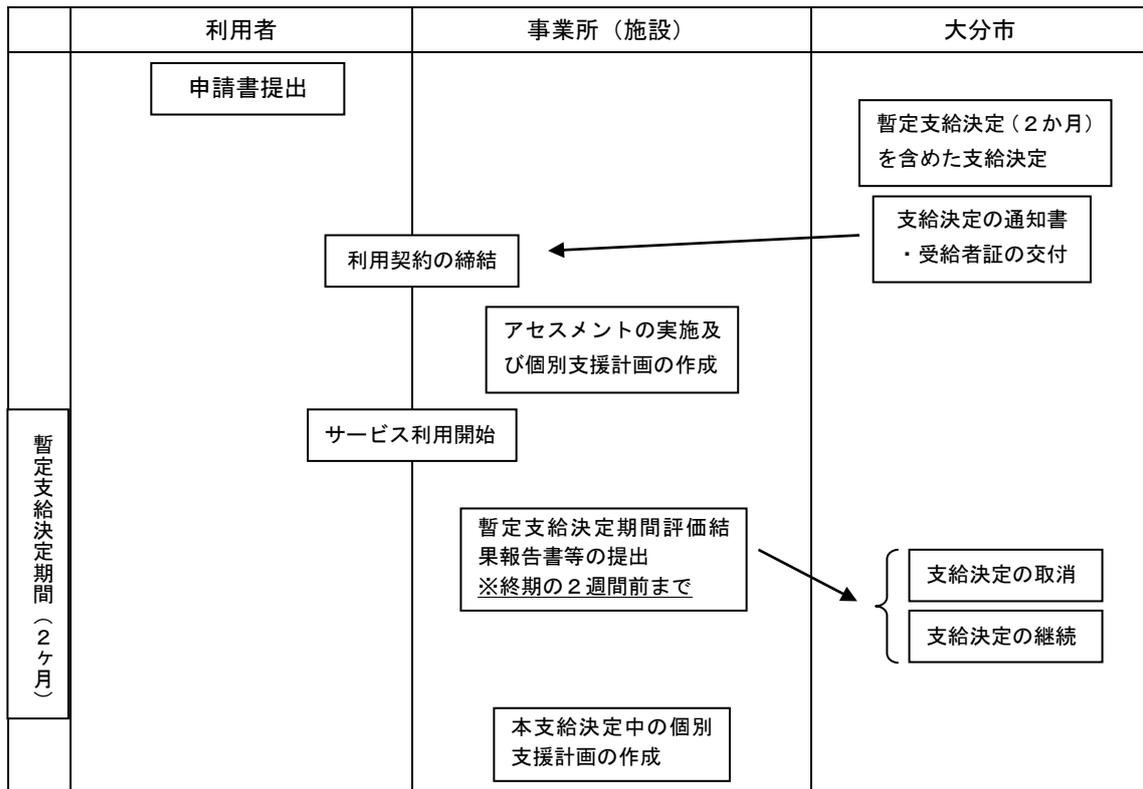


※暫定支給決定を行わない場合の手続き

暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが支給決定前にすでに行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとされています。

具体的には○アセスメントシート（個人の評価書）○個別支援計画を支給決定前までに提出する必要があります。

暫定支給決定から本支給決定までの流れ



(四)	
訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	就労移行支援
支給量等	就労移行支援基本 原則日数
支給決定期間	令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	就労移行支援の支給決定期間のうち令和5年10月1日から令和5年11月30日までは暫定支給決定期間とする。

暫定支給決定がある場合は、受給者証四面のこの欄に表示されます。

(4) 標準利用期間について

自立訓練等のサービスには、サービスの長期化を回避するために標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしています。この1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で支給決定期間の更新が可能です。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスが必要な場合は、市の障害支援区分判定審査会へ諮問し、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能となります（原則1回）。標準利用期間の更新を希望する場合には、サービスの有効期間満期の2か月前までに、更新評価書を提出してください（HP参照）。2か月前を過ぎると、審査会等の都合により更新手続きが間に合わない可能性がありますので、ご注意ください。

①対象となるサービス

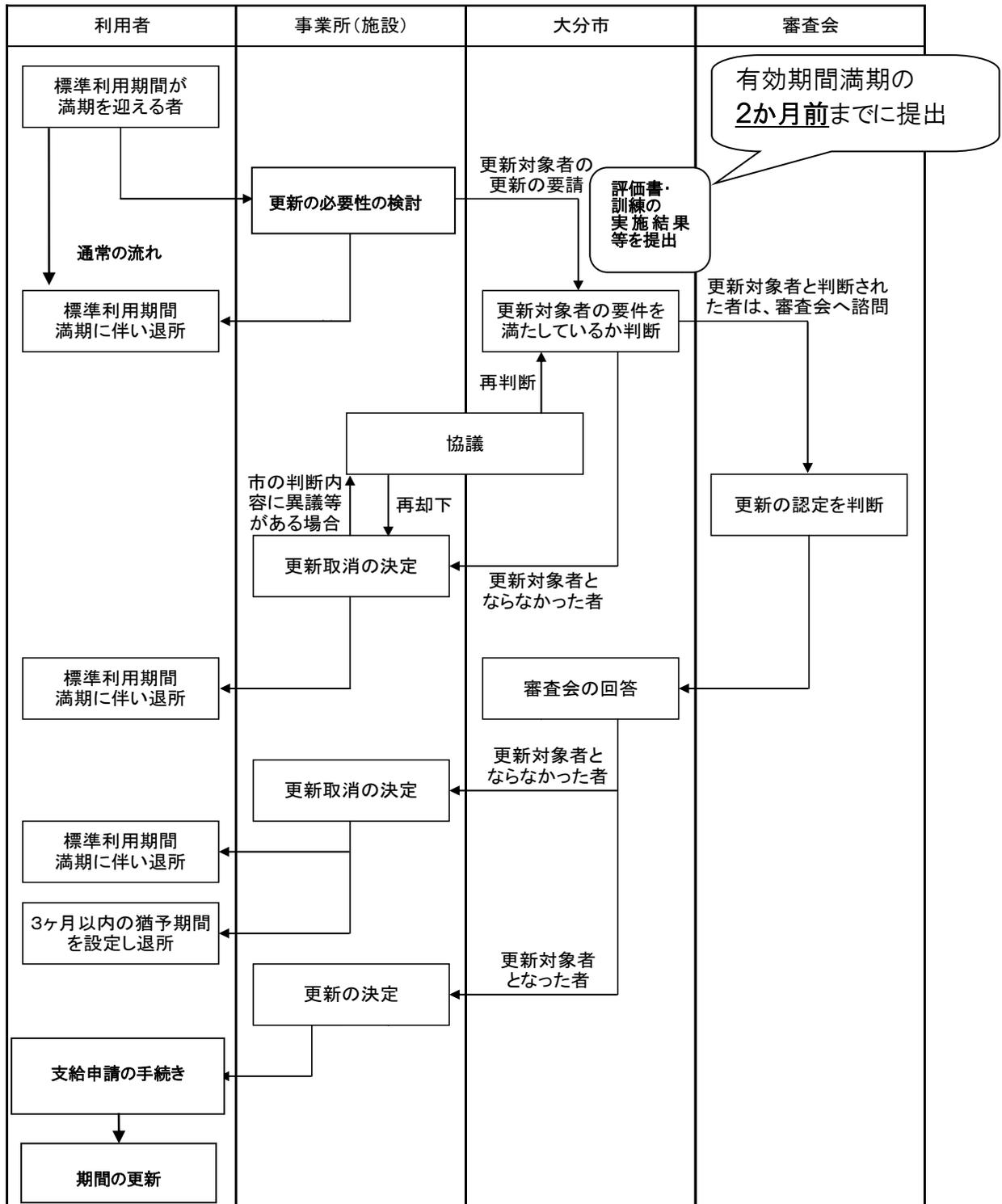
- | | |
|-----------------------|------------|
| ア. 自立訓練（機能訓練） | 1年6か月間（※1） |
| イ. 自立訓練（生活訓練、宿泊型自立訓練） | 2年間（※2） |
| ウ. 就労移行支援 | 2年間 |

※1 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間

※2 長期入院又はこれに類する事由のある障がいのある方にあつては3年間

標準利用期間が設定されているサービスについて、再度同一のサービスの利用を希望する場合は、その必要性について十分検討を行い、サービス等利用計画（案）に再申請に至った経過と、必要性について検討した結果を明記してください。具体的な理由がなく、就労継続支援B型と就労移行支援、生活訓練と就労継続支援B型を繰り返し利用するような場合、安易な利用と判断され、支給決定が認められない場合もありますのでご注意ください。

②更新決定までの流れ



(5) 居住地特例について

①居住地特例の考え方

障害福祉サービスの支給決定は、施設等所在地の市町村の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村が「居住地特例」により支給決定等を行っています。

このため、対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）は、居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市町村が引続き実施主体となります。

②居住地特例の対象となる施設等の範囲 *法＝障害者総合支援法

ア. 障害者支援施設

イ. のぞみの園

ウ. 児童福祉施設（*法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設）

エ. 療養介護を行う病院（*法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設）

オ. 生活保護法第30条第1項ただし書きの施設

カ. 共同生活援助を行う住居（当分の間の経過措置）

キ. 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（これらの施設のうち、地域密着型特定施設を除く（※）。介護保険法第8条第11項に規定する特定施設）

（※）地域密着型特定施設に該当する養護老人ホームにあつては、老人福祉法第11条第1項第1号の規定により入所措置が採られて、他の市町村に所在する地域密着型特定施設に該当する養護老人ホームに入所した場合は、居住地特例の対象となります。

ク. 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設）

ケ. 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいいます。）（令和6年3月31日までの経過措置）

キからケまでの施設については、令和5年4月1日以後に入所又は入居することにより、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる場合に居住地特例の対象とします。具体的な適用関係については、以下のとおりとします。

【適用関係の具体例：施設への入所・入居の前の自宅はA市に所在する場合】

R5. 3. 31前		R5. 4. 1以降	支給決定
自宅(A市)		(1)介護関係施設(B市)に入所等	A市
		(2)既存施設(C市)に入所等	
自宅 (A市)	既存施設(B市)に入所等 → A市が支給決定	(3)介護関係施設(C市)に転所等	A市
		(4)別の既存施設(D市)に転所等	
	介護関係施設(B市)に入所等 → B市が支給決定	(5)当該介護関係施設に引き続き入所等	B市
	(6)別の介護関係施設(C市)に転所等		
		(7)既存施設(D市)に転所等	

※1 アからカまでの施設を既存施設とし、キからケまでの施設を介護関係施設とします。

※2 運用上の取扱いにおいて居住地特例の対象となっている施設等についても、この適用関係において、アからカまでの施設と同様に既存施設として取扱います。

*従前から運用上居住地特例を行っている以下の施設等についても、運用上引き続き同様の扱いとします。

- 福祉ホーム 宿泊型自立訓練 精神障害者退院支援施設

また、精神科病院その他以下に掲げる矯正施設等（以下「精神科病院等」という。）に入院、入所等している者又は退院、退所等して居住地特例対象施設に入所、入居等する者についても、運用上、精神科病院等に入院・入所等する前に居住地を有した市町村を実施主体とします。なお刑事施設又は少年院（以下「矯正施設」という。）収容前に居住地を有していないか又は明らかでない者については、矯正施設収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村を実施主体とします。

- 精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。） 自立更生促進センター
刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所） 就業支援センター
少年院 自立準備ホーム
更生保護施設



なお、18歳になる以前から措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設（ア～カまでの施設）に入所する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日に当該障がいのある児童の保護者が居住地を有した市町村とします（児童福祉施設に入所し、引き続き特定施設に入所する者の実施主体は、施設に入所する前日に、当該障がいのある方が居住地を有した市町村とします）。

(6) 復職支援について

休職者の復職支援については、職業センター及び医療機関が設置するデイケア等において既に行われており、障害福祉サービス（「通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方」が対象の就労継続支援および「通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方」が対象の就労移行支援）の趣旨とは沿わないものと考えられます。

しかし、利用者各々の状況によっては、当該障害福祉サービス事業所が提供する事業内容が復職支援に役立つケースもあることから、復職支援のために当該障害福祉サービスを活用することについて、以下のような点から支給決定の可否を判断します。

①対象者の要件

対象者としての要件は、下記の全てに該当する者とします。

ア. 障害福祉サービスの利用要件を満たしていること。

※就労移行支援および就労継続支援

イ. 現に会社等から雇用されており、医師の判断等により休職中となっている者で、復職のプログラムに基づき復職支援を受ける者。

ウ. 事業所が面接等により、当該事業所の事業内容が復職支援として適していると認めた者。

②対象者の判断

対象者もしくは対象者を受け入れる事業所は、障害福祉サービスの利用申請書に下記の必要書類を添えて提出してください。市において、対象者としての要件を満たしているか判断します。

※必要書類

ア. 復職支援評価書

イ. ①イが確認できるもの（医師の意見書等）

ウ. 復職までのプログラム（スケジュール）

(7) 日中活動サービスと一般就労の併用について

障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労（正規雇用・非正規雇用問わず、アルバイトを含む）へ移行した場合、基本的には、日中活動サービスを利用しないことを想定しています。ただし、一般就労と日中活動サービスを併用する必要があると判断される場合のみ、併用することを認めています。日中活動サービスと一般就労の併用について次のとおりとしていますので、ご注意ください。

サービス名	就労移行支援	就労継続支援
考え方の根拠	就労移行支援は、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、また就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うこととされているため、一般就労を定着させるための訓練として必要があれば継続してサービスを受けることは可能と考えられる。	通常の仕事所に雇用されている者であって、通常の仕事所に新たに雇用された後の労働時間の延長等に必要な知識及び能力の向上のための支援を <u>一時的に</u> 必要とする者 (令和6年度報酬改定留意事項通知)
手続き	事前にサービスの継続利用に係る理由書(施設長の意見等または医師の診断書等任意様式)の提出が必要。	
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず事前に市へ相談の上、必要な手続きをとること。 ・就労先の企業が、障害福祉サービス事業所に通うことを認めていること。 ・あくまで一時的な利用のため、利用可能期間を定める。 	

2. 個別支援計画について

(1) 趣旨

○大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日条例第40号）（以下、条例）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 指定障害福祉サービス事業者※は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

※療養介護、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を行うものに限る。

(2) 作成にあたっての留意事項

（療養介護計画の作成等）※生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助については準用

第61条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上(※)、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。
 ※就労移行支援・自立(機能・生活)訓練は3月に1回以上。

(3) 個別支援計画未作成等による減算

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月までの期間以下のように減算されます。

- | | |
|-------------|--------------|
| ①減算1月目から2月目 | 所定単位数の70%を算定 |
| ②減算3月目以降 | 所定単位数の50%を算定 |

(4) 個別支援計画書の記載事項

個別支援計画は、利用者に対して適切かつ効果的なサービスを提供する上で、基本となる重要なものです。様式は任意としていますが、具体的に以下の内容を記載してください。

- ①支援にあたっての利用者及び家族の考え、意向
- ②アセスメントシートの分析を通して分かる支援課題
- ③支援目標・期間、支援内容・方法
- ④時期ごとの支援効果、計画の目標達成度等の分析・評価
- ⑤施設職員の意見等

(5) 個別支援計画書の写しの共有 (令和6年度報酬改定より)

障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、個別支援計画について相談支援事業者への交付が義務付けられます。

※短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス対象

3. 特別支援学校等卒業生の日中活動サービスの利用について

(1) サービス利用開始時期と利用手順について

日中活動サービスの利用開始時期は、卒業式の翌日以降となります。ただし、卒業式の翌日時点で18歳未満の障がいのある児童については、原則18歳の誕生日以降の支給決定とします。18歳未満の障害のある児童が18歳の誕生日よりも前に、サービスの支給決定を希望する場合は、児童相談所または精神保健福祉センターの意見等に基づき手続を行います。

(2) 卒業後の就労継続支援B型利用について

支援学校高等部または高等学校卒業後の進路として、就労継続支援B型利用を希望する場合、就労移行支援事業所で就労継続支援B型利用のための職業能力等の評価(アセスメント)を受ける必要があります。

従前より、国の支給決定方針として、就労継続支援B型事業所を利用する場合は「就労移行支援事業所を利用した結果、就労継続支援B型利用が適当と判断された者」が対象とされていましたが、平成25年3月までは経過措置として、アセスメントを経ずに就労継続支援B型を利用することができていました。この経過措置の終了に伴い、卒業後の進路として就労継続支援B型利用を希望する場合は、以下の方法により支給決定します。

選択肢① 卒業後にまず「就労移行支援事業所」を利用する

※「就労移行支援」は、支給決定後2か月間は「暫定支給決定」期間であり、この期間内に一般就労を目指して就労移行支援事業をこのまま利用するか、他のサービスに移行するかのアセスメントを行います。卒業後にまず「就労移行支援事業所」を利用し、その後、アセスメント結果をもって就労継続支援B型にサービス変更をします。

選択肢② 在学中に「就労移行支援事業所」を利用するもしくは在学中の実習等において評価を受ける

(3) 就労継続支援B型利用のための評価（アセスメント）の実施について

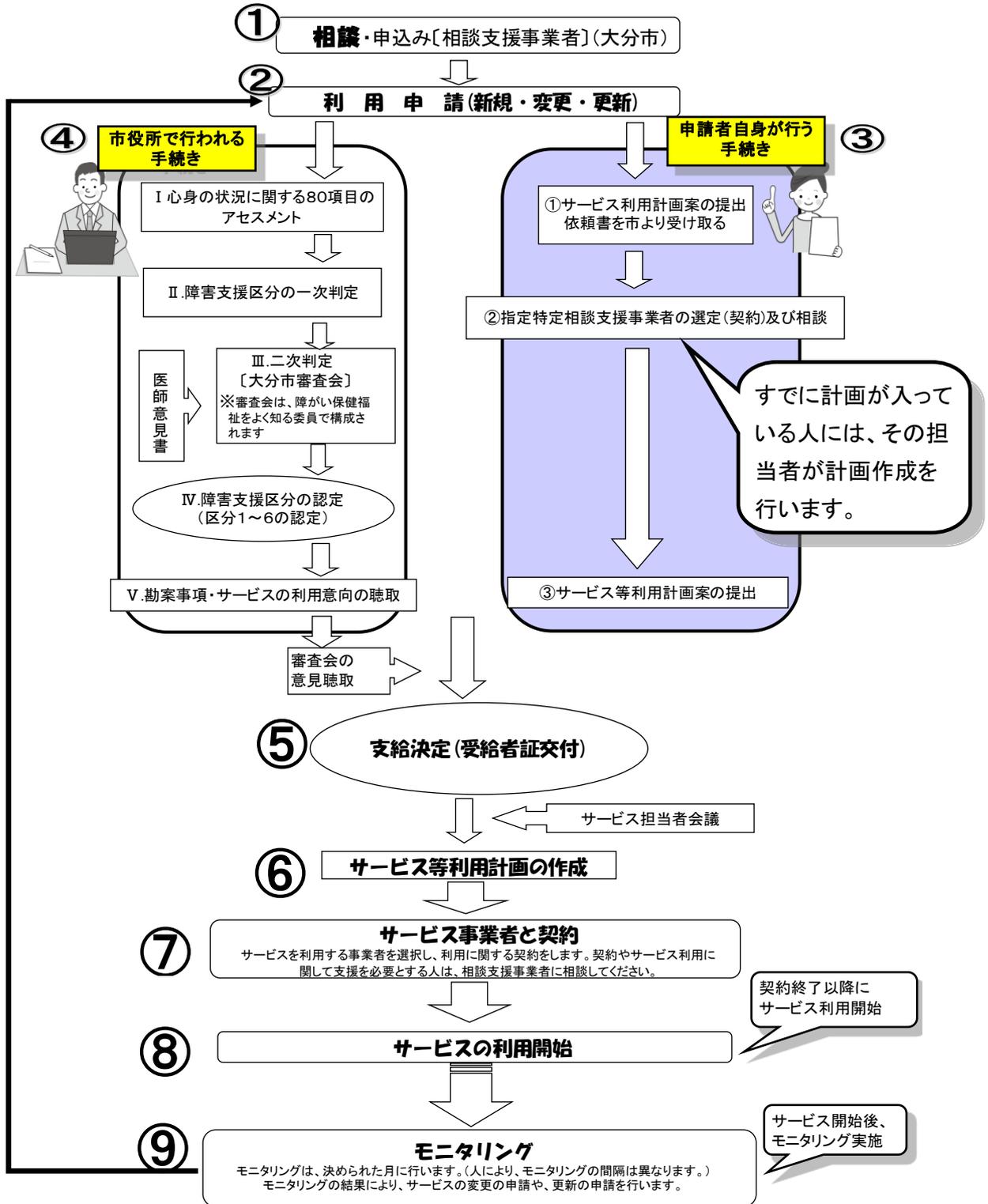
アセスメントの実施場所	原則、 就労移行支援事業所 で行います。 特別支援学校等に在学中の方は実習先でアセスメントを行う場合もあります。
アセスメントのためのサービス決定について	アセスメント期間中は「就労移行支援」を支給決定します。なお、「就労移行支援」は18歳以上を対象とするサービスになりますので、18歳未満の児童が利用申請する場合は、児童相談所等の意見書が必要となります。 *「アセスメントのための就労移行支援サービス利用」は、アセスメントのための一時的なものであるため、他のサービス利用には影響を与えません。18歳未満の児童が「就労移行支援」の決定を受けた場合も、既に利用中の児童を対象としたサービスは継続して同条件で利用可能です。
アセスメントの実施期間	就労移行支援事業所でのアセスメントは、10日～1か月を基本とし、必要期間を就労移行支援事業所と指定特定・障害児相談支援事業所の協議により設定します。 *障害特性等によりやむを得ず、就労継続支援B型事業所でアセスメントを行う場合も、最低1日は就労移行支援事業所でアセスメントを行うのが望ましい。
アセスメントの実施時期	支援学校高等部・高等学校卒業前（最終学年）の4月～1月頃までの間、随時実施します。
指定特定・障害児相談支援事業所の役割	アセスメント希望者からの相談を受けて就労移行支援事業所と調整を行い、アセスメント実施のためのサービス等利用計画を作成します。また、アセスメント終了後、就労移行支援事業所はアセスメント結果の交付をし、これを基に、アセスメント希望者に卒業後の最適なサービスを提案します。
アセスメントの結果シートの様式について	様式は任意としていますが、アセスメント対象者の氏名とアセスメント実施期間・場所・実施内容の他、以下の観察必須項目9項目と所感を必ず記載してください。 【観察必須項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・体力 ・作業時間と休憩時間の区別 ・作業の正確性 ・遅刻・欠勤・無断欠勤等の有無 ・欠勤・遅刻時の連絡体制の確立 ・作業中の持続力 ・作業の集中力の維持 ・作業の自己統制力 ・作業や日常生活の安定性

(4) 就労移行支援事業所によるアセスメントの利用手順について

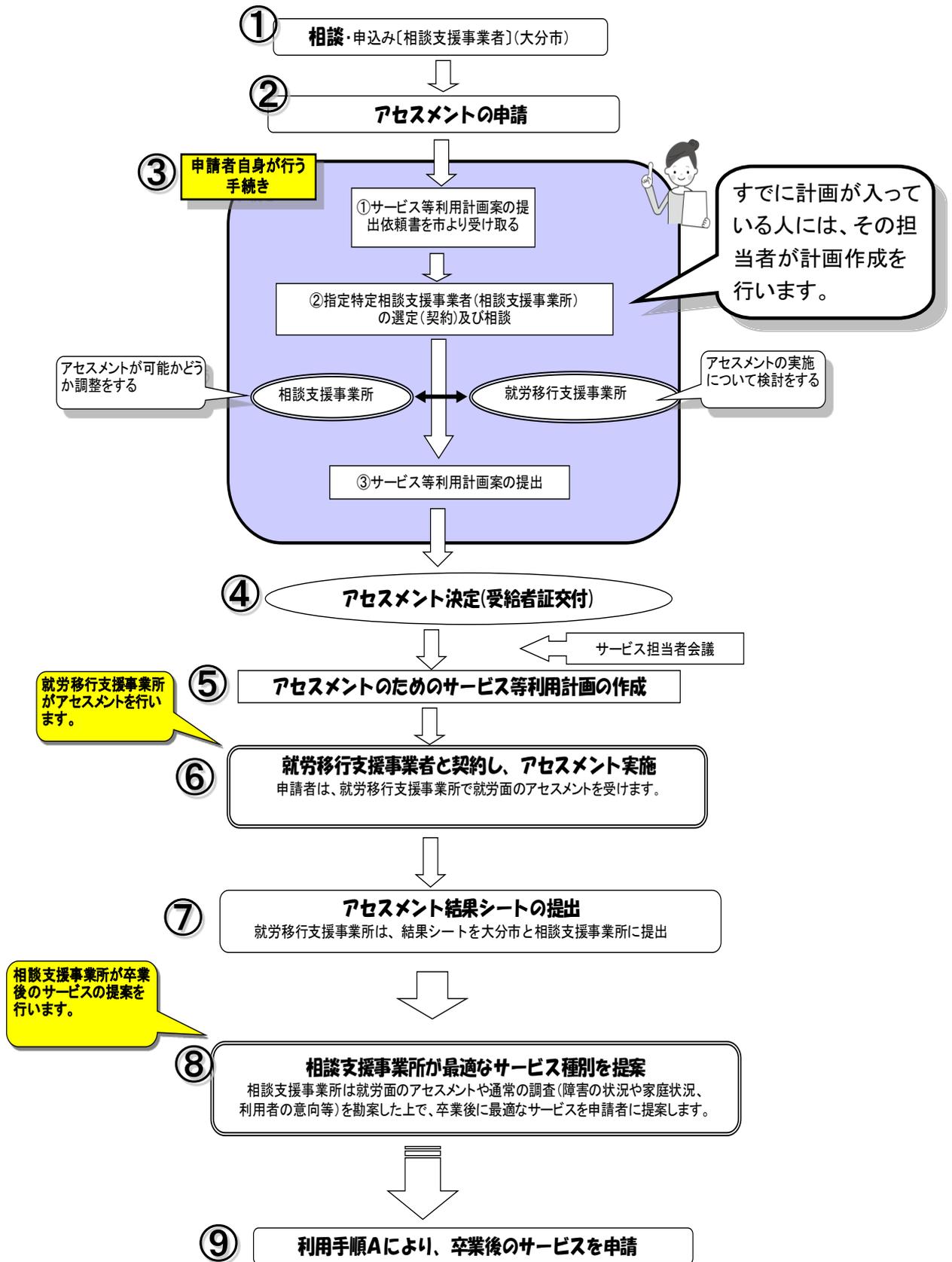
利用する障害福祉サービスの種類	利用手続きの方法
<p>・ 就労移行支援 (就労面の評価のための利用)</p> <p>* <u>学校在学中に就労移行支援事業所で職業能力等の評価(アセスメント)を受けた結果、就労継続支援B型利用が最適であるとの評価が出た場合には、卒業後の日中活動として就労継続支援B型を支給決定します。</u></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>アセスメントの実施</p> <p>→</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 就労移行支援事業所による就労面のアセスメントを実施する。(申請者は就労面のアセスメントを受ける)</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>アセスメントの結果を基に最適なサービスを検討</p> <p>→</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>9 相談支援事業所は就労面のアセスメントや通常の調査(障害の状況や家庭状況、利用者の意向等)を勘案した上で、最適なサービス種別を申請者に提案する。</p> </div> </div>	<p>利用手順</p> <p>* サービス利用開始までの所要期間…約2か月～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大分市に職業能力等の評価(アセスメント)を受けるための申請をする。 2 大分市が就労移行支援事業所利用のためのサービス等利用計画案作成依頼書を申請者に交付する。 3 申請者は相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼する。 4 相談支援事業所は就労移行支援事業所と連携を取って利用者の職業能力等を評価するための就労面のアセスメントが可能かどうか調整し、アセスメントのためのサービス等利用計画案を大分市に提出する。 5 サービス等利用計画案に基づき、大分市がアセスメントのための就労移行支援の利用を決定する。 6 利用者・相談支援事業所・就労移行支援事業所などで担当者会議を実施し、相談支援事業所が申請者にサービス等利用計画を交付する。 7 就労移行支援事業所による就労面のアセスメントを実施する。(申請者は就労面のアセスメントを受ける) 8 就労移行支援事業所はアセスメントの結果を結果シートに取りまとめ、申請者に説明するとともに、結果シートを大分市と相談支援事業所に提出する。 9 相談支援事業所は就労面のアセスメントや通常の調査(障害の状況や家庭状況、利用者の意向等)を勘案した上で、最適なサービス種別を申請者に提案する。 10 ⑨の結果を基に、就労継続支援B型の利用申請をする。

(補足資料) 卒業後のサービスの利用手順

利用手順 A (卒業後の利用サービス全般の利用手順)



利用手順 B (就労継続支援B型利用のためのアセスメントの利用手順)



4. グループホームの利用について

(1) グループホームの体験利用について

グループホームへの入居を具体的に検討している場合、正式な支給決定の前に、実際にそこで生活ができるかどうかを確認するため、一定期間（目安として原則8日間～最大30日間まで）の体験利用を支給決定することができます。

①対象者

- ア. 指定障害者支援施設等の入所施設に入所している者
 - イ. 精神科病院等に入院している者
 - ウ. 家族等と居宅で同居している者
- ※ア～ウまでの者で、グループホームへの入居を希望している者。

②利用期間

1年に50日以内に限り利用できます。（連続した利用は支給決定日より起算して30日以内です。）

③支給決定

体験的な入居を行う以前に、障害支援区分の認定に係る調査をしてください。なお、体験的な入居後、正式に入居する場合は再度申請して支給決定を受ける必要があります。

④受給者証について

(四)	
訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	共同生活援助
支給量等	共同生活援助 各月日数
支給決定期間	令和5年12月19日から令和6年1月10日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	
	グループホーム体験 R5. 12. 19～R6. 1. 10

体験利用の支給決定がある場合は、受給者証第四面のこの欄に表示されます。

⑤利用中の個別支援計画

個別支援計画には次の事項を必ず位置づけてください。

- 正式な入居に移行するための課題
- 目標
- 体験期間
- 利用にあたっての留意事項

⑥利用中の請求事務

体験利用の場合には、以下を算定してください。

介護サービス包括型共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）
外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）（体験利用）

⑦利用の流れ

通常の障害福祉サービスと同様です。

⑧サービス等利用計画

体験利用の支給決定時にサービス等利用計画が必要です。

⑨その他

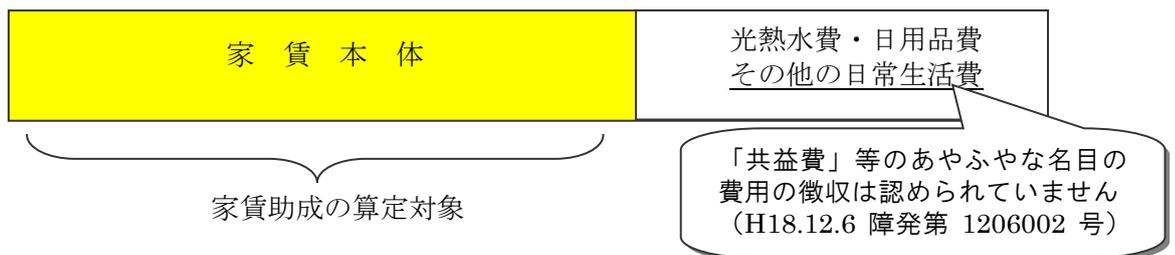
体験利用後、正式に入居できなかつた場合は、今後のグループホーム入居に向けた課題等を市に報告してください。（HP参照）

(2) 家賃助成（特定障害者特別給付費）について

① 家賃額の確認書類について

ア. 費用算定の対象となるのは、家賃額のみです。

その他費用については対象となりませんので、家賃証明書には家賃額のみをご記載ください。



イ. 家賃額によって支給額が算定されますので、家賃額が変更になった場合は、更新月に関わらずその都度、家賃証明書を再度ご提出ください。

(注) 家賃助成は、障がいのある方の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するものとして設定された制度です。家賃額の変動が大きい場合には、その理由をお尋ねしていますのでご了承ください。

5. 日中活動の利用方法について

(1) 基本的な考え方

- ①報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスを同一日に複数利用することはできない。

例：午前中に生活介護を利用し、午後から就労継続支援B型を利用する

- ②報酬単価が日額で算定されるサービスと時間単位で算定されるサービスの併用は可能。

例：1日就労継続支援B型を利用し、帰宅後に居宅介護を利用する

- ③報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスと、障害福祉サービス以外のサービスを同一日に複数利用する場合は、障害福祉サービス以外のサービスの内容による。

例1：就労継続支援B型と、訪問看護を利用する場合、訪問看護は時間単位のサービスであるため、就労継続支援B型利用の開始前または終了後であり、利用時間が重複しなければ可能である。

例2：就労継続支援B型と、デイケアを利用する場合、デイケアは1日または半日単位のサービスであるため、時間の重複により利用不可。
(時間の重複のないナイトケアは利用可能)

(2) 日中活動サービスのサービス利用時間について

日中活動サービスのサービス提供時間の下限は具体的に設定をしていません。しかし、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価しており、また、個々の利用者について個別支援計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供し評価する必要があることから、終日のサービス利用を基本としています。やむなく半日（昼食を含んで午前中または午後のみ）の利用となる場合はその理由を明確にし、終日の利用に向けた取組をサービス等利用計画や個別支援計画に記載してください。

ただし、令和6年報酬改定に伴い生活介護、就労継続支援B型については下記のとおりのお取り扱いとなりますのでご注意ください。

○生活介護

- ・サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時

間別に設定。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。

また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。

○就労継続支援B型

短時間利用減算 所定単位数の70%算定

※算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外。

(3) 日中活動サービスの複数利用について

日中活動サービスは、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であるとされています。しかし、障がいのある方によっては複数のサービスを併用することで、より効果的な支援が期待できることもあるため、併用の必要性が認められる場合に限り、その支給決定をしています。原則として、下記以外のサービスの組み合わせによる併用は想定していませんので、ご注意ください。

(国事業の場合)

サービスの組み合わせ	支給決定の可否を検討するケース	必要書類等
生活介護と 就労継続支援B型	重度の障がいのある方等で、毎日の就労が困難である場合等を想定	事前に「日中活動の併用に係る特例の適用を受けるための理由書」(HP参照)を提出してもらい、市で審議する。
自立訓練と 就労継続支援B型	自立訓練と福祉的就労を同時並行して実施することで訓練効果が認められる場合	

(国事業と地域事業)

サービスの組み合わせ	支給決定の可否を 検討するケース	必要書類
就労継続支援 B 型 地域活動支援事業Ⅲ型	サービスの趣旨、目的が類似しているため、必要に応じて併用可能	
生活介護 地域活動支援事業Ⅱ型		
就労継続支援 B 型 地域活動支援事業Ⅱ型	重度の障がいのある方等で、毎日の就労、生産活動、リハビリテーション又は訓練が困難である場合等を想定	サービス等利用計画（案）にそれぞれのサービスを利用する必要があることの理由を明記
生活介護 地域活動支援事業Ⅲ型		
自立訓練 地域活動支援事業Ⅲ型		